

# Okakenkyo News Letter

2021  
12月  
820号

岡山県建設業協会 会報



- ② 栄えある表彰  
（国土交通大臣表彰（建設事業関係功労））
- ③ 役員研修会を開催
- ④ おかやま就活フェス
- ⑤ 岡山県下公共工事の動向（11月分）
- ⑦ 建災防だより
- ⑨ 建退共だより
- ⑫ 法律相談コーナー
- ⑬ 建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑭ 建設業総合補償制度のご案内
- ⑮ 岡山県からのお知らせ

六島の水仙[笠岡市]（提供：岡山県観光連盟）

# 栄えある表彰 国土交通大臣表彰（建設事業関係功労） 本 多 茂 氏

国土交通省は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展に寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 副会長

本 多 茂 氏（株本多組 代表取締役）

が国土交通大臣表彰の栄をになわれ、11月25日（木）斉藤国土交通大臣から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



本 多 茂 氏

## 役員研修会を開催

去る11月29日（月）役員研修会を開催しました。

講師に当協会顧問弁護士の小林裕彦先生をお迎えしてご講演いただきました。

また、今回は特に広く会員の皆様にお知らせしたい内容であったため、岡山建設会館の会場での受講とZOOMによるWEBでの参加のハイブリッド方式で行い、参加者は熱心に聴講されました。

テーマ 会社のコンプライアンス ～パワハラを中心として～

講師 小林裕彦法律事務所 顧問弁護士 小林 裕彦 先生



# おかやま就活フェス

## 新規学卒者等合同就職面接会

来春卒業予定の大学生などを対象とした岡山労働局や岡山県等主催によるおかやま就活フェス 新規学卒者等合同就職面接会が11月25日（木）に岡山市北区のジップアリーナ岡山で開催されました。

会場には約230社の企業が参加し、学生など求職者による就職情報収集や個人面談、職業相談などが活発に行われました。

当協会も、県土木部と合同で建設業相談コーナーを設け建設業をPRする資料の配付などを行いました。



# 岡山県下公共工事の動向 〈11月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

## I. 全般の状況 (令和3年11月)

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和3年度	392件	109億円	3,006件	1,326億円
増 減 率	▲3.0%	6.1%	▲2.2%	▲2.5%
令和2年度	404件	103億円	3,075件	1,359億円
令和元年度	486件	119億円	3,705件	1,485億円
平成30年度	420件	116億円	2,814件	1,080億円

### 【1】当月の状況

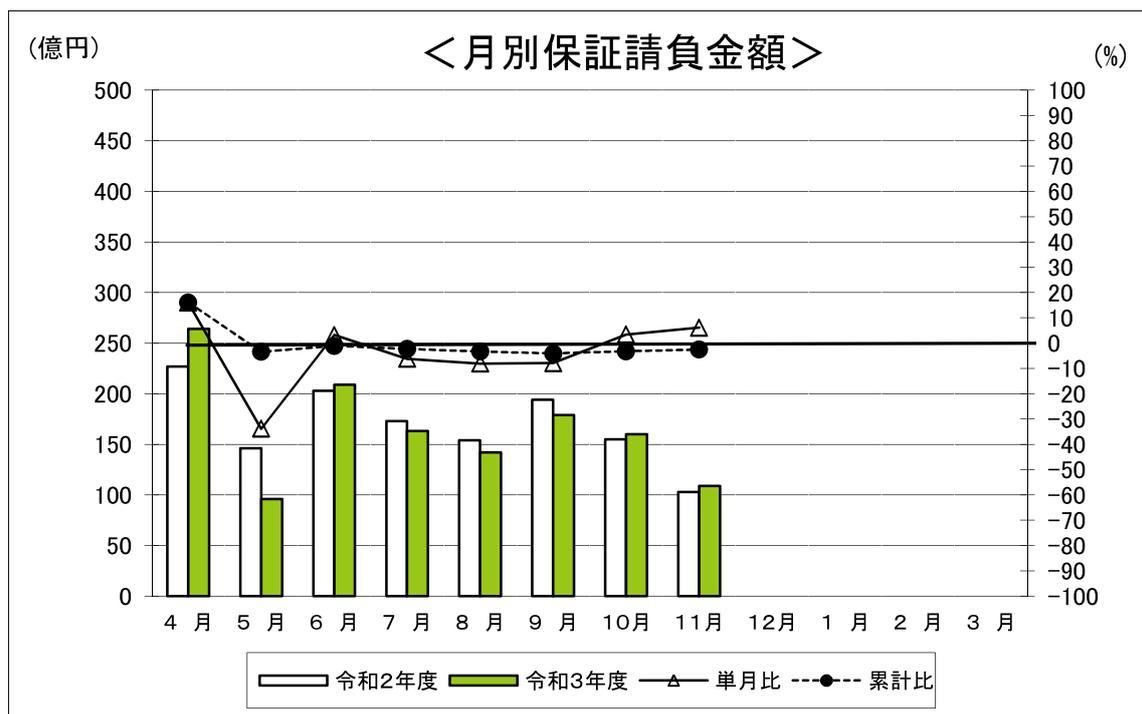
11月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で3.0%減の392件、請負金額は6.1%増の109億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「独立行政法人等」で17.9%減、「県」で22.4%減となったものの、「国」で52.9%増、「市町村」で5.9%増、「その他の公共的団体」で3,449.5%増となった。

### 【2】累計(令和3年度4月～11月)

11月末累計では、件数は前年同月比で2.2%減の3,006件、請負金額は2.5%減の1,326億円となった。

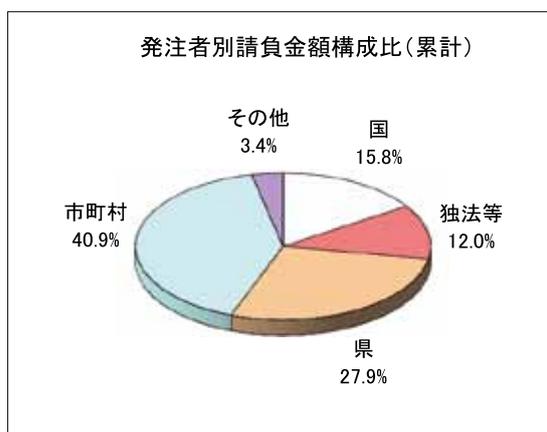
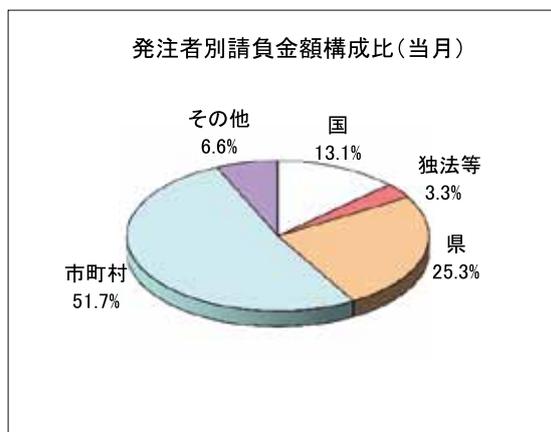
発注者別の請負金額で見ると、「国」で3.9%増、「県」で8.5%増、「その他の公共的団体」で22.8%増となったものの、「独立行政法人等」で11.9%減、「市町村」で9.6%減となった。



## Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	13	1,434	44.4	52.9	149	20,891	12.0	3.9
独法等	4	366	▲ 33.3	▲ 17.9	55	15,936	▲ 22.5	▲ 11.9
県	155	2,773	▲ 3.7	▲ 22.4	1,262	37,057	▲ 3.8	8.5
市町村	216	5,677	▲ 4.0	5.9	1,499	54,192	▲ 1.7	▲ 9.6
その他	4	726	33.3	3,449.5	41	4,522	20.6	22.8
合 計	392	10,977	▲ 3.0	6.1	3,006	132,601	▲ 2.2	▲ 2.5



## Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	4,132	15.8	37.6%	53,343	17.4	40.2%
東備地区	495	▲ 31.8	4.5%	4,547	▲ 49.9	3.4%
倉敷地区	2,261	45.5	20.6%	31,506	5.0	23.8%
井笠地区	1,401	0.1	12.8%	13,818	4.8	10.4%
高梁地区	202	▲ 32.3	1.8%	3,344	▲ 40.5	2.5%
新見地区	196	▲ 59.9	1.8%	2,585	▲ 50.8	2.0%
真庭地区	832	▲ 19.8	7.6%	7,989	▲ 35.4	6.0%
津山地区	568	▲ 28.1	5.2%	9,993	6.7	7.6%
勝英地区	888	85.2	8.1%	5,472	▲ 2.3	4.1%
合 計	10,977	6.1	100.0%	132,601	▲ 2.5	100.0%

## 講習会等のお知らせ

令和4年1月～2月

### ◎作業主任者技能講習

- ・足場の組立等作業主任者 1月25日～26日 (岡山建設会館)
- ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 2月24日～25日 (岡山建設会館)

### ◎能力向上教育等の安全衛生教育

#### 【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加対象教育】

- ~~・職長・安全衛生責任者教育 1月12日～13日 (岡山建設会館)~~
- ・安全衛生責任者教育(職長のためのリスクアセスメント教育) 1月28日 (岡山建設会館)

### ◎その他の教育 ☆新規教育

- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (追加) 1月17日 (岡山建設会館)
- ~~☆・建築物石綿含有建材調査者講習会(一般調査者講習) 1月18日～19日 (岡山建設会館)~~
- ・足場の組立等特別教育 1月21日 (岡山建設会館)
- ~~☆・第3回建築物石綿含有建材修了考査 1月24日 (岡山建設会館)~~
- ・石綿取扱い作業従事者特別教育 2月21日 (倉敷)
- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 2月21日 (岡山建設会館)

## お知らせ!

### 第12回「リスクにチャレンジ!岡山」運動の展開について!

死亡、重篤な労働災害を撲滅するため、10月1日から令和4年3月31日迄標記運動を展開しております。つきましては、当運動に参加して労働災害防止活動を盛り上げていただきますようお願いいたします。  
※運動用品・新型コロナウイルス感染防止対策等は支部ホームページ参照

### 建築物石綿含有建材調査者講習会の開催について!

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を使用している建築物等の解体工事が今後増加し、2028年頃解体等のピークを迎えるとされております。そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等のばく露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されました。当支部は、10月から「建築物石綿含有建材調査者講習会」(一般・一戸建て等)を実施しております。(詳細は、建災防岡谷県支部のホームページを参照ください。)

※ 石綿作業主任者技能講習修了者が本教育の受講資格者に追加されました。

### 建設業年末年始労働災害防止強調期間について!

県下における建設業の労働災害が激増しているなか、労働災害が多発傾向にある年末年始を迎え、本強調期間を契機として、墜落・転落災害の防止等をはじめとした労働災害防止活動をより積極的に展開して下さい。

スローガン『無事故の歳末 明るい正月』 本期間 令和3年12月1日～令和4年1月15日

※実施内容は「実施要領」を参照ください。

### 建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 TEL086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ [文字検索] 建災防 岡山県支部



# 建設業年末年始労働災害防止 強調期間用品

コンテンツ配信 HP 建災防 検索 Instagram #建災防 検索

2021  
**12.1**  
 ▼  
 2022  
**1.15**

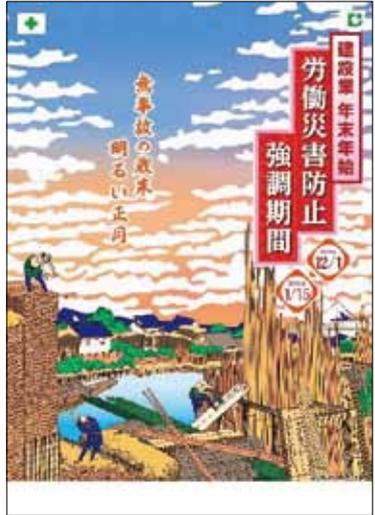
**ポスター** B2判(73×52cm)定価 各¥220 会員価格 各¥200  
 社名印刷(有料)各 50 枚以上

**のぼり** ポリエステル製 社名印刷(有料)  
 (240×70cm) 各 5 枚以上

**No.1** 760301 いがしら まなみ  
 井頭 愛海(着物)

**No.2** 760302 富がくさんしゅうろくけい ほんじよたてがわ  
 富嶽三十六景 本所立川

定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600



**ワッペン(10枚1組)**

**横幕**

ビニール製  
 (7.5×6cm)  
**780430**  
 社名印刷(有料)  
 50 組以上



**880420**  
 ポリエステル製 (70×220cm)  
 定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600



**タオル** **880440**  
 社名印刷(有料) 10 組以上  
 (220 巾 34×85cm) 各 10 本 1 組  
 定価 ¥3,560 会員価格 ¥ 3,210



**761950**  
 新型コロナウイルス感染症  
 拡大防止対策ポスター



B2判(73×52cm)  
 定価 ¥220 会員価格 ¥200  
 社名印刷(有料)各 50 枚以上

**783110**  
 新型コロナウイルス感染症  
 対策実施中ワッペン  
 ビニール製 5 枚 1 組  
 (7.5×6cm)

定価 ¥510  
 会員価格 ¥460  
 社名印刷対象外



**144010**  
 新型コロナウイルス感染症拡大防止  
 チェックリスト(現場管理者用)  
 A4 判 表面 PP 貼(マット加工)  
 定価 ¥60  
 会員価格 ¥50

**新型コロナウイルス感染症防止のぼり** 社名印刷(有料) 各 5 枚以上

ポリエステル製 (240×70cm)  
 定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600

**883140** 新型コロナウイルス感染症対策実施中  
**883150** 感染症リスク回避



※詳しくは建設の安全 10 月号をご覧ください。

※ご注文はお早めに建災防岡山県支部へ

(建退共だより)

## 加入・履行証明書の発行基準について

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
建退共岡山県支部  
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」については、厚生労働省及び国土交通省からの指示を受け、以下のとおり、証明書の発行基準等を令和3年度から改定し、**令和4年度からは全ての改定内容について完全実施いたします。**

証明対象期間(決算期間)内の履行状況(手帳更新数や退職給付拠出額など)が基準を満たさない場合は、証明書の発行はできません。

なお、発行に係る審査等に時間を要することから、令和4年度から証明書の発行は、全ての都道府県支部において、原則、郵送対応となります。(切手を貼付した返信用封筒のご用意をお願いします。)

### 記

(改定の趣旨)

今回の改定は、電子申請方式に係る取扱いを新たに定めるとともに、建退共制度の適正履行の確保のため、加入・履行状況の確認について強化を図るものです。

### 《新発行基準》

#### 1. 共済手帳の更新について

- ①決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ②手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
  - ア. 加入後1年未満の方
  - イ. 季節労働者、高齢・疾病等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
  - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

#### 2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額(下記①～④の合計額)が、被共済者数に1人当たり78,120円(※1)を乗じた額以上であること。(1.②アに該当する方については、加入後の月数に6,510円(※2)を乗じた額以上、イに該当する方については労働日数に310円(※3)を乗じた額。)

- ①電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ②共済証紙購入額
- ③前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

(※1) 令和3年10月より掛金が320円に改定されますので、令和3年10月以降を始期とする決算期からは80,640円(320円×21日×12月)を乗じた額となります。

(※2) 上記同様、令和3年10月以降は、6,720円(320円×21日)を乗じた額となります。

(※3) 令和3年10月以降の就労分については、320円を乗じた額となります。

### 3. 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について(令和4年度から)

共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

### 4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく(0人である場合を含む。)、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていること。

## 《申請時に必要な書類等》

証明書の交付を受けるには、「加入・履行証明願」の他に次の書類の提出が必要となります。

〔 決算期間内全てにおいて、電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、③、④、⑤は不要です。 〕

#### ①共済手帳受払簿(写)

加入状況及び被共済者数に見合う共済手帳の更新数があるかを確認します。

#### ②出勤簿(1.②イの被共済者がいる場合のみ)(写)

年間就労日数が少ない方(1.②イ)の出勤状況を確認します。

#### ③共済証紙受払簿(写)

共済証紙購入額・下請に現物交付した共済証紙の金額等(2.②、③、④)を確認します。

#### ④建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。)(建退共事務受託様式第2号)(写)

決算期間内において、最も請負金額の多い工事に関する報告書(写)を添付してください。購入した証紙の相当割合が下請に交付されている場合、下請からの証紙交付依頼に対して適正に交付されているか(2.④)を確認します。

#### ⑤工事別共済証紙受払簿(令和4年度から)

公共工事において、工事別共済証紙受払簿の作成・保管が行われているか(3.)を確認します。

建退共の求めに応じて、提出等してください。

#### ⑥発行手数料

証明書1通につき500円(郵送で提出の場合は郵便小為替)

#### ⑦返信用封筒

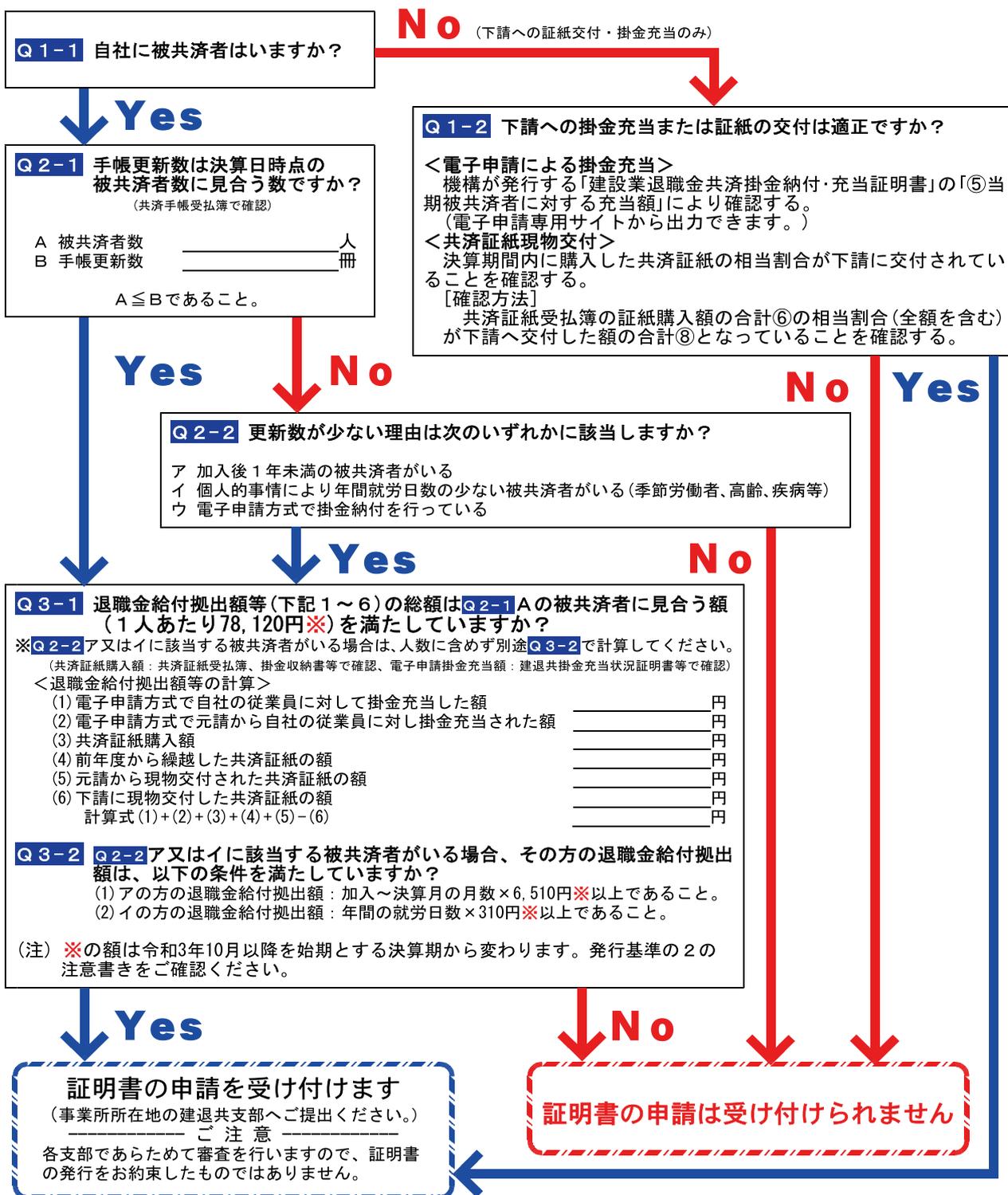
切手を貼付し、あて名を記入した封筒をご用意ください。

## 《証明書発行に要する期間について》

記載内容に不備がある場合や書類に不足がある場合は、補正や補充をお願いすることから、発行までに時間がかかる場合がありますので、余裕をもって申請をお願いします。

また、「加入・履行証明書発行に関するフロー」を参考に、証明願提出に先立って、証明書の交付の可否について事前チェックをお願いします。

# 加入・履行証明書発行に関するフロー



主な提出書類	
共済証紙貼付方式(電子申請方式併用を含む)	電子申請方式
<ul style="list-style-type: none"> <li>加入履行証明願</li> <li>共済証紙受払簿</li> <li>共済手帳受払簿</li> <li>出勤簿等(Q3-2イの場合)</li> </ul> <p>元請のみ提出が必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建退共制度に係る被共済者就労状況報告書</li> <li>工事別共済証紙受払簿(令和4年度から)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入履行証明願</li> <li>共済手帳受払簿</li> <li>出勤簿等(Q3-2イの場合)</li> </ul>

## 第138回 転勤の注意点

### ●相談内容●

従業員の転勤を検討しています。何か注意点はありますか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

本社と営業所のように複数の勤務地がある会社も多く、転勤が必要となることもあると思います。また、人材の育成や労働力の調整のために転勤が必要となることもあると思います。

### 転勤が争われる場合

会社の転勤命令に対し、従業員がその効力を争うことがあります。

争われるパターンは大きく2つです。1つは、勤務地が限定されているとして争われるパターン。もう1つは、転勤命令が権利の濫用にあたるとして争われるパターンです。

### 勤務地の限定

従業員の勤務地が限定されている場合、会社が一方的に転勤を命ずることはできず、従業員の同意を得る必要があります。

明確に勤務地が限定されていることは稀だと思いますが、採用時の会社の説明内容や労働契約締結時の事情などを考慮して、勤務地が限定されていると判断されることがあります。裁判例では、転勤には応じられないことを明確に申し出た上で採用された場合や、現地採用で慣行上も転勤がなかった場合などに勤務地の限定が認められています。

### 権利の濫用

不当な動機・目的で転勤が命じられた場合や、転勤の必要性和比較して従業員の職業上・生活上の不利益が不釣り合いに大きい場合には、転勤命令が権利の濫用として無効となります。

不当な動機・目的で転勤が命じられることは稀でしょうから、従業員の職業上・生活上の不利益の大きさが争点になることが多いと思います。老親の介護や病気をもった家族の世話をする必要のあること、従業員本人が転勤困難な病気をもっていることなどが考慮されることが多いです。

しかし、近年では、そのような客観的な状況ではなく、従業員の主観的な期待のようなものを考慮する裁判例も出ています。例えば、配置転換の事案ですが、従業員が自分の資格・経歴・スキルを活かし、一定のキャリアを形成していくとか、一定の業務に当たっていくという期待をもっている場合に、会社は従業員の期待に配慮しなければならない(従業員の資格・経歴・スキルを活かすことができるような配置転換をしなければならない)とする裁判例があります。

### 実務対応

このような期待は多くの従業員がもっているでしょうから、これを重視すると会社の裁量が狭くなってしまわないかという疑問もあります。

ただ、裁判例がある以上は、実務対応に気をつけたいところです。安易に転勤を命じるのではなく、転勤の必要性をよくよく検討した上で、従業員の理解を得るべく事前に十分な説明を行うことが必要だと思います。

<法定外労災補償制度>

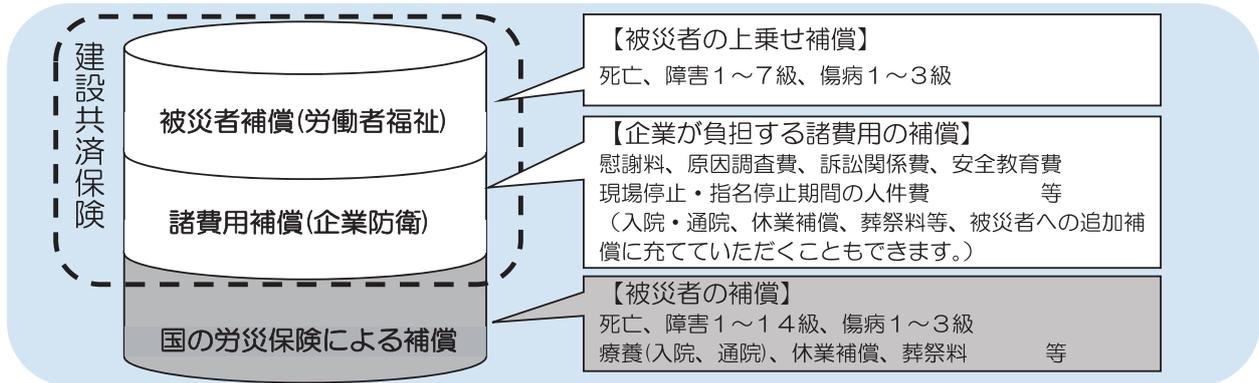
**建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします!**

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



**1. 加入対象企業**

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

**2. 補償の対象となる方**

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

**3. 保険金をお支払いする場合**

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

**【建設共済保険の特長】**

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

**【年間掛金の目安】**

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

**【育英奨学事業】**

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

**【労働安全衛生推進事業】**

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

**公益財団法人 建設業福祉共済団**

ご契約に関するお問い合わせ ☎0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

検索

取扱機関

**一般社団法人 岡山県建設業協会**

Tel 086-225-4133

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

## 建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

### 補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安  
会員向けに開発した補償制度であり  
団体のスケールメリットにより  
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続きが簡単  
保険期間内の工事全てが補償の対象となり  
保険の加入を忘れる心配がありません  
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談  
補償制度加入者限定のサービスとして  
建設業界専門の弁護士による  
無料法律相談が受けられます

安心  
サポート

④自社所有建機等もカバー  
工事補償のオプションとして  
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万一が事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和3年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会  
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
岡山支店 岡山法人営業課 岡山市北区幸町8-22  
086-225-0703

●制度幹事代理店  
株式会社建設産業振興センター  
東京都港区虎ノ門4-2-12  
03-5408-1909

(岡山県からのお知らせ)

## 令和3年度北方領土に関する標語・キャッチコピー 入選作品の発表について

独立行政法人北方領土問題対策協会  
(令和3年10月26日決定)

全国の皆様から12,672作品のご応募をいただき、10月26日(火)に開催しました選考会において選考した結果、以下のように決定しましたので、お知らせいたします。

たくさんのご応募ありがとうございました。

### 最 優 秀 賞

手を繋ぎ 返還願う 大きな輪

河 谷 亜翔夢 (京都府宇治市)

### 優 秀 賞

動きだそう かがやく未来の <sup>しま</sup>四島のため

松 丸 杏 奈 (千葉県鎌ヶ谷市)

返還へ 美しき<sup>しま</sup>四島に 思い馳せ

三 箇 悠 斗 (千葉県船橋市)

返還へ <sup>みんな</sup>国民の心 合わせよう

小 谷 仁 志 (岡山県真庭市)

子と孫に「ここも日本」と伝えたい

堀 将 大 (岡山県倉敷市)

### 佳 作

たくさんの 声を集めて 返還へ

江 頭 魅 凰 (岡山県岡山市)

<sup>しま</sup>四島について正しく理解 それが返還への大きな力

川野輪 香 心 (青森県八戸市)

<sup>しま</sup>四島戻れ 時代変われど 忘れない

中 道 一 浩 (三重県鈴鹿市)

<sup>よんとう</sup>四島の 墓標に誓う 我が祖国

原 茂 敬 浩 (東京都福生市)

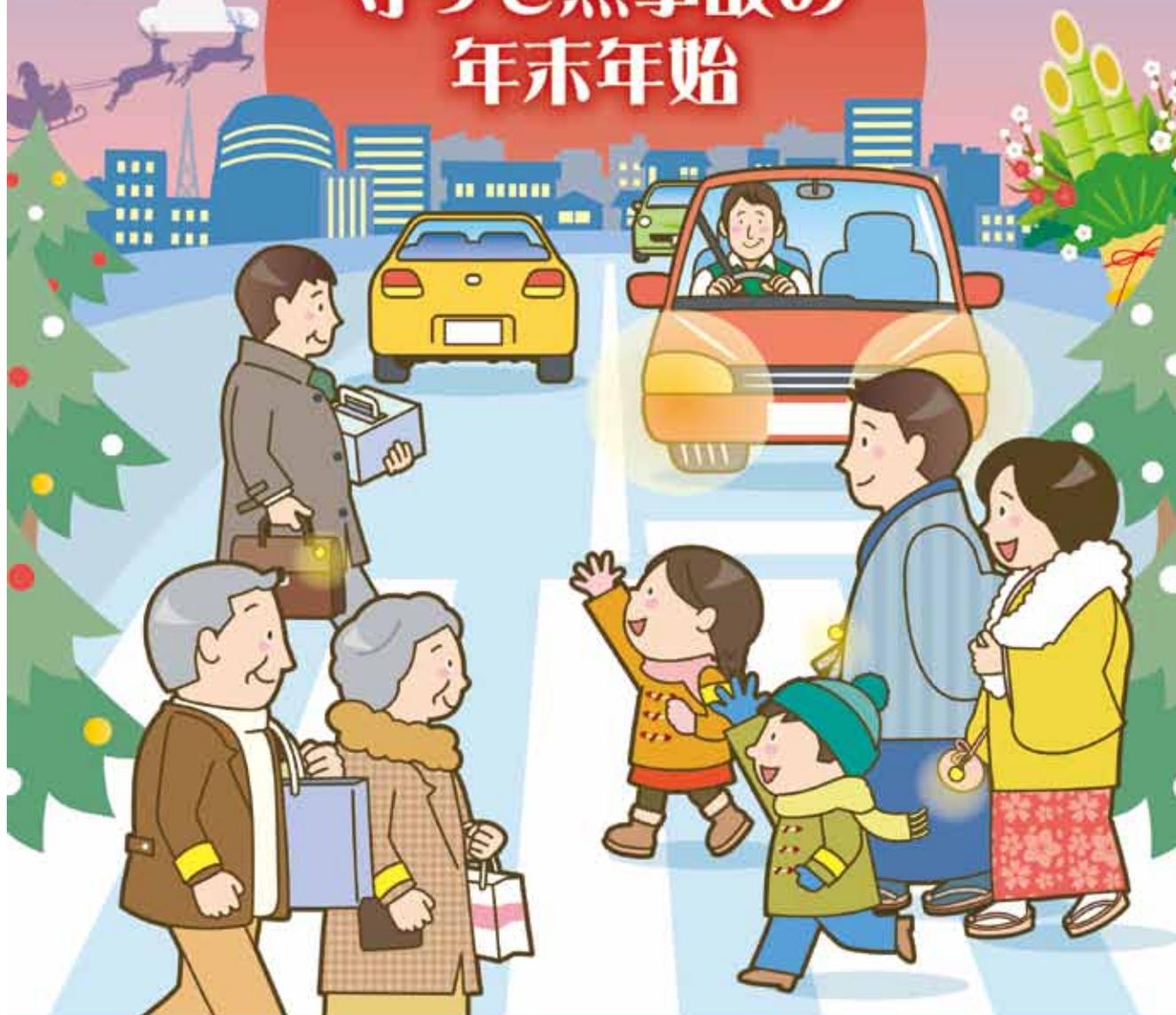
返還を 待つのではなく 動き出そう

清 水 歩 美 (千葉県市川市)

# 年末・年始の 交通事故防止県民運動

令和3年12月1日水～令和4年1月7日金

交通ルール  
守って無事故の  
年末年始



岡山県・岡山県交通安全対策協議会

# 年末・年始の交通事故防止県民運動

ゆずる とまる まもる

## 重点

### 1 信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底

#### ● 運転者は

- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、自動車は一時停止するのがルールです。
- 横断歩道に近づいたら、手前で止まれるように減速しましょう。
- 道路標識や予告標示（ダイヤモンド）に注目しましょう。

#### ● 歩行者は

- 道路を横断するときは、横断途中も左右の安全を確認しましょう。
- 横断歩道が近くにあるところでは、必ず横断歩道を渡りましょう。
- 自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、自分の存在や、渡る意思を伝えましょう。



### 2 高齢者の交通事故防止

- 「高齢者交通安全 5 則」を推進しましょう。

- **ま**つ (次の安全を待つ)
- **み**る (周囲の状況を見る)
- **む**りせず止まる (交差点などでは無理せず止まる)
- **め**立つ (夜光反射材を着用して目立つ)
- **も**っと知る (自分の身体機能の変化をもっと知る)

- 早朝や夕暮れ時、夜間の外出はできるだけ控え、外出するときは、夜光反射材や LED ライト、明るい目立つ色の衣服を身につけましょう。
- 自動車やバイクを運転するときは、ハンドル操作や、安全確認を確実にに行いましょう。
- 自転車は手軽ですが、ハンドル操作を誤るなどして大きな事故につながる場合があります。用水路付近などの危険な場所では、降りて歩きましょう。



### 3 夕暮れ時・夜間等における交通事故防止

- 自転車や自動車は、午後4時からライトをつけましょう。
- 対向車や先行車がいなければ、自動車のライトはハイビームにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- 歩行者や自転車は、夜光反射材や LED ライト、明るい目立つ色の服装を身につけましょう。



### 5 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は **4(し)ない、3(さ)せない!** みんなで飲酒運転を防ぎましょう。



(し)  
4 ない

- ① 酒を飲んだら運転しない。
- ② 運転するなら酒は飲まない。
- ③ 酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ④ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

(さ)  
3 せない

- ① 酒を飲んだ人には、車を運転させない。
- ② 酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- ③ 運転する人には、酒はすすめない。

- 「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- 自転車も飲酒運転禁止です。

### 4 スピードダウンの励行

- スピードは控えめに、ゆとりを持って運転しましょう。



## 協会日誌

- 3.11.15 正副会長会
- 3.11.15 令和4年度建設関係予算確保等の陳情（自民党県議団）
- 3.11.17 全建 正副会長会・理事会
- 3.11.24 岡山県建築住宅センター(株) 取締役会
- 3.11.29 役員研修会（ハイブリッド方式）
- 3.11.30 西日本建設業保証(株) 参加会

## 建災防日誌

- 3.11.18 岡山地区安全指導者協議会・建部地区パトロール
- 3.11.26 中国・四国ブロック事務局長会議（広島）

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : [info@okakenkyo.jp](mailto:info@okakenkyo.jp)